

第8回健康・介護・高齢者部会 委員意見・質問及び回答

【審議事項】 介護保険料の見込みについて

委員名	主な意見・質問の内容	意見・質問に対する回答
渡部委員	<p>⑦その他の地域密着型サービス ○地域密着型介護老人福祉施設 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 以上は第8期には整備が行われないと見込んで推測した。と書いてあるのは、今後このサービスは無くなるという理解で宜しいですか？</p>	<p>この2施設については、いずれも定員が29名以下という経営上、厳しい施設であるため、現時点で区内にはありません。またこのことから令和3～5年度の間にも区内で整備・運営する事業者はいないものと見込みました。 区外に所在する同施設に区民が入所し、区が地域密着型施設として指定すれば利用は可能ですので、過去には区の利用実績がありますし、両施設が介護サービスとして制度改正などにより無くなるというものではありません。</p>
梅原委員	<p>1,000万円以上の所得のある方は、もう少し負担の割合が高くてもいいのではないかと思います。 第8期は第1号被保険者がかなり増える見込みなのでしょうか。</p>	<p>介護保険料算定の趣旨としては、ご指摘のとおり高所得者のご負担を大きくすることにより、保険料基準額を抑えることとしています。 第8期については、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えの収束時期を想定した結果、それほど給付費が伸びないものと推計したため、第8期保険料基準額は第7期と同額になりました(準備基金の取り崩しなどによる)。介護サービスをまだ利用する必要がない第1号被保険者がかなり増えるためというわけではありません。</p>

【その他】

委員名	主な意見・質問の内容	意見・質問に対する回答
宮原委員	<p>介護保険の利用者は第8期中に減ることはなく第8期、9期と増えていくことが理解されている。 そんな中、介護の担い手の高齢化、元々担い手不足が理解されているが更に高齢化により担い手不足となっている。持続可能な制度にするためには、担い手育成が必須と考える。 介護事業所の閉鎖倒産は今年度過去最高になっている。担い手不足と介護従事者への国の支援はあるが事業所への支援が不足している。処遇改善加算などは介護従事者への支援だがその分、事業所は、法人税や事務負担が増えている。 保険者として、担い手の養成と、介護事業者への支援を具体的に検討していく必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、後期高齢者の増加傾向は続いているため、第8期計画期間中におけるサービスの利用見込みは、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えがなければ右肩上がり増加するものと考えています。 利用控えによる影響は、第8期計画期間中にも残るものと考えており、サービス利用全体としてはそれほど増えないものと考えていますが、人材不足の課題は、これまでの要因の上に新型コロナによる介護職への不安要因も加わり、喫緊の課題であると認識しています。 計画(素案)では、課題5施策1で介護事業の理解を図る取組について、同施策2で介護人材の確保や養成、学生への働きかけについて記載しています。区として取り組むべき具体的な支援の拡充策については、計画に基づき検討していきます。</p>
梅原委員	<p>※住宅改修について 相見積もりをお勧めしていますが、必ずしも安価な方の事業者を選んでいるわけではない現状があります。その辺はいかがお考えでしょうか。</p>	<p>介護介護保険住宅改修の見積もりについては、「平成30年7月13日老高発0713第1号厚生労働省老健局高齢支援課長通知」により、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について(平成12年3月8日老発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)が一部改正され、居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員及び、地域包括支援センターの担当職員は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとなりしました。複数の見積もりを取るように変更されたのは、単に価格が安い方を選択してもらうためではなく、必要な改修の内容が見積もられているかを確認するためでもあり、比較検討が適切に行えるようにするためです。</p>
	<p>※住宅改修及び特定福祉用具販売について 中野区のセラピストの方が同行、確認して下さった割合はどのくらいでしょうか。</p>	<p>住宅改修及び特定福祉用具販売について、中野区の理学療法士・作業療法士の同行率は、 ・住宅改修は、29件/35件(82.9%) ・特定福祉用具販売は、26件/30件(86.7%) (令和2年4月～12月までに同行要望があった件数に対する割合)となっています。</p>